



令和6年能登半島地震等 チャレンジ支援補助金のご案内

石川県商工労働部経営支援課

01 補助制度の概要

目的

令和6年能登半島地震等により、域内人口や観光客の減少など経営環境が大きく変化。環境変化に対応し、能登での事業継続を目指す事業者が行う、新たなチャレンジ(新たな業種・事業・市場への挑戦)を支援するもの。

対象者

能登6市町(※)に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

※七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

要件

- 申請にあたり、能登事業者支援センター等の支援機関の確認や支援を受けること
- 能登での事業継続のための事業計画を策定すること

補助額・補助率

補助上限額 300万円 ・ 補助率 2/3 (小規模事業者) 、 1/2 (中小企業)

対象経費

新たなチャレンジに必要なソフト事業に係る経費 ※施設・設備整備費(修繕・修理含む)は対象外

例) システム構築費、広告宣伝・販売促進費、備品購入費、委託・外注費 等

※着手済みの経費についても、災害発生日(R6.1.1等)まで遡及適用可能

- 補助対象となる**新たなチャレンジ（新たな業種・事業・市場への挑戦）**の定義や具体例は、以下のとおりです。
- 取組む事業内容が補助対象となるか、**申請前に、まずは能登事業者支援センターに確認ください。**
(0120-262-380)

能登 6 市町での事業継続のため、**主たる業種(※)を変更すること**

※直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める「日本標準産業分類」に基づく大分類の産業

【具体例】

- **弁当屋が、介護施設が機能していない現状を踏まえ、介護施設向けの冷凍調理食品製造に挑戦**（冷凍保存した食事を介護施設で温かい状態で提供）
- **重機の運転資格を持つ飲食業が、需要が高い解体業に挑戦**
- **地元客減少で売上が減少している家電販売店が、支援者向けのレンタル業に挑戦**

※ 既存事業は継続しつつ、新たな事業に取り組む場合も補助対象となります

※ 能登6市町以外への移転は補助対象外となります（能登6市町での事業継続に資する取組みが補助対象）

- 補助対象となる**新たなチャレンジ（新たな業種・事業・市場への挑戦）**の定義や具体例は、以下のとおりです。
- 取組む事業内容が補助対象となるか、**申請前に、まずは能登事業者支援センターに確認ください。**
(0120-262-380)

能登6市町での事業継続のため、業種を変更することなく、
主たる事業(※)を変更すること

※直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める「日本標準産業分類」に基づく中分類、小分類または細分類の産業

【具体例】

- 来店客減少で経営が厳しくなった**飲食店が、需要が高まっている宿泊業に挑戦** ※飲食業・宿泊業ともに大分類は「宿泊業、飲食サービス業」のため、新たな事業への挑戦に該当(中分類の変更)
- 来店客が減少する**レストランが、店内を改装し、人気が高まっているゴルフバー事業に挑戦**
- 売上が減少する**理容室が、新規顧客獲得・客単価アップのため脱毛事業に挑戦**

※ 既存事業は継続しつつ、新たな事業に取り組む場合も補助対象となります

※ 能登6市町以外への移転は補助対象外となります（能登6市町での事業継続に資する取組みが補助対象）

- 補助対象となる**新たなチャレンジ（新たな業種・事業・市場への挑戦）**の定義や具体例は、以下のとおりです。
- 取組む事業内容が補助対象となるか、**申請前に、まずは能登事業者支援センターに確認ください。**
(0120-262-380)

能登 6 市町での事業継続のため、主たる業種や事業を変更することなく、**新たな市場に進出すること**

【具体例】

- 観光客向けに店舗販売のみ行っていた製塩業者が、**新たにECサイトで域外に販路拡大**
- 個人のみ顧客としていたクリーニング屋が、**新たに宿泊所等の事業者向けに事業を開始**
- 地元旅館を顧客としていた魚卸業者が、**新たに首都圏のイベントに出展し販路拡大**

※市場の変化を伴わない販路開拓は対象外です

(首都圏含む県外の顧客向けにECサイト販売していた事業者が、同じく首都圏の顧客向けに展示会出展する場合は、新たな市場への進出とは言えないため、補助対象外となります)

03 補助金申請にあたって

募集期間

※受付締切毎に審査を行い、採否を決定（交付決定）します

1次受付締切：令和7年5月30日(金)

4次受付締切：令和7年11月28日(金)

2次受付締切：令和7年7月31日(木)

5次受付締切：令和8年2月13日(金)

3次受付締切：令和7年9月30日(火)

6次受付締切：令和8年3月31日(火)

申請の進め方

STEP1

- まずは、事業内容が補助対象になるか、**能登事業者支援センター**に事前にご相談ください。
- 補助対象になり得る事業と確認出来た場合、センターが「事前確認書」を発行します。

能登事業者支援センター（場所：能登空港4階 連絡先：0120-262-380）

STEP2

- 申請に必要な**事業計画書の策定**は、**能登センター**や**商工会・商工会議所等の支援機関**に相談・確認しながら進めてください。
- 事業計画書が策定できたら、支援を行った**支援機関**が「計画策定確認書」を発行します。

STEP3

- 次ページ記載の必要書類を揃え、**補助金事務局**に書類一式をご郵送ください。

03 補助金申請にあたって

提出書類

【申請者が用意するもの】

- 宣誓・同意書（様式に自筆）
- 役員等名簿（様式あり）
- 直近2期分の決算書等

【申請者が作成するもの】

- 交付申請書
- 企業概要
- 経費明細
- 事業計画書

【能登センター等から発行されるもの】

- 事業内容事前確認書
- 計画策定確認書

経費明細の作成について

- ✓ 申請時は、見積書等の経費の根拠が確認出来る資料の提出は不要です。
(事業完了後の実績報告時に、見積書等の書類の提出が必要となります)
- ✓ 各事業にかかる経費は、概算額を記入ください。

事業計画書の策定について

- ✓ 能登センターに、事前に事業内容が補助対象になるか確認をしてから、計画書策定に進んでください。
- ✓ 計画の策定は、必ず能登センターや商工会・商工会議所等の支援機関の支援を受けながら行ってください。

以下の11項目が補助対象となる経費です。

①システム
構築費

補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム・ウェブサイト・ECサイト等の開発、構築、購入、借用、運用等をするために要する経費

- 例)
 - ・新たな業種・事業の転換に必要な商品・サービスの受発注システムの構築費
 - ・新たな業種・事業の転換に必要な予約・顧客管理システムの構築費
 - ・新たな顧客獲得のために必要なECサイトの構築費

②広告宣伝・
販売促進費

提供する製品・サービス等に係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展等に要する経費

- 例)
 - ・チラシ・カタログの外注や発送
 - ・インターネット広告、バナー広告、商品販売のための動画作成
 - ・他者の既存ECサイトサービス等の利用に係る費用
 - ・展示会への出展に係る経費（出展費、宿泊代、移動費）

③専門家経費

補助事業のために依頼した専門家に支払われる経費（謝金及び旅費）

④新商品
開発費

新商品の試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良等に要する経費

- 例)
 - ・新製品・商品の試作開発の原材料の購入
 - ・新たな包装パッケージに係るデザイン費用

⑤備品購入費

補助事業のために必要な備品の購入費（文房具等の消耗品は対象外）

※備品一つにつき、購入額の上限は30万円です（一つの購入費が30万円を超えるものは補助対象外）

※PC等の、汎用性があり目的外使用になり得るものは、補助額の上限10万円、申請台数は1者につき1台という条件で、補助対象と認めます

例）・机・椅子・陳列棚・皿・コップ等の什器、レジスター、冷蔵庫、エアコン、工具類等の購入費
・汎用性があるものの、補助事業に必要なパソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末等

⑥借料

補助事業のために必要な施設・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

⑦クラウドサー
ビス利用費

クラウドサービス利用に関する経費

例）・サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）
・サーバー上のサービスを利用する費用等

⑧車両購入費

補助事業のために必要な車両の購入費

※補助額の上限50万円、申請台数は1者につき1台、他の経費とセットでの申請、外形的に事業用に使用することが明確なこと（車体に企業名、屋号等が明示等）という条件で、補助対象と認めます

⑨運搬費

補助事業のために必要な機材等の運搬に要する経費

⑩施設・設備
処分費

補助事業のために事業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する施設・設備等を廃棄・処分する、または借りていた施設・設備等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費

- 例)
- 既存事業において使用していた施設・設備等の解体・処分費用
 - 既存事業において借りていた施設・設備等の返却時の修理・原状回復費用

⑪委託・
外注費

上記①から⑩に該当しない経費であって、補助事業のために必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る）

- 例)
- 店舗改装工事
 - 移動販売等を目的とした車の内装・改造工事

以下の経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- **新たな施設**(コンテナや倉庫等の小規模な建物含む)**の整備費**(建築、購入、増築・増床)、**既存施設の修繕費**
- **機械設備の購入費**(⑥備品購入費及び⑧車両購入費は除く)、**機械設備の修理費**
※上述の施設・設備整備については、なりわい再建支援補助金や持続化補助金等をご活用ください
- **販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費**(販売商品の仕入費用等) 9